

平成23年3月25日

北陸信越運輸局

長野電鉄株式会社の鉄道事業の一部を廃止する届出及び本届出に係る公衆の利便の確保に関する意見の聴取について

本日（平成23年3月25日）、長野電鉄株式会社から鉄道事業の一部【屋代線 屋代駅～須坂駅間 24.4km】を廃止する届出があり、その概要と意見の聴取を実施する旨を別添のとおり公示しましたのでお知らせします。

なお、この意見の聴取とは、鉄道の廃止の是非を聴取するものではなく、関係自治体及び申請のあった利害関係人から廃止を行った場合における公衆の利便の確保に関して聴取し、廃止の日の繰り上げが可能かどうか判断するために行うものです。

【利害関係人とは】

- 鉄道事業の廃止の後に公衆の利便の確保を図ることが想定される者
- 利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該廃止に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

とされており、廃止予定路線沿線地域の経済団体、相当数の利用者が参画する利用者団体としていますが、個別具体的なことは下記までお問い合わせください。

【廃止届出の概要】

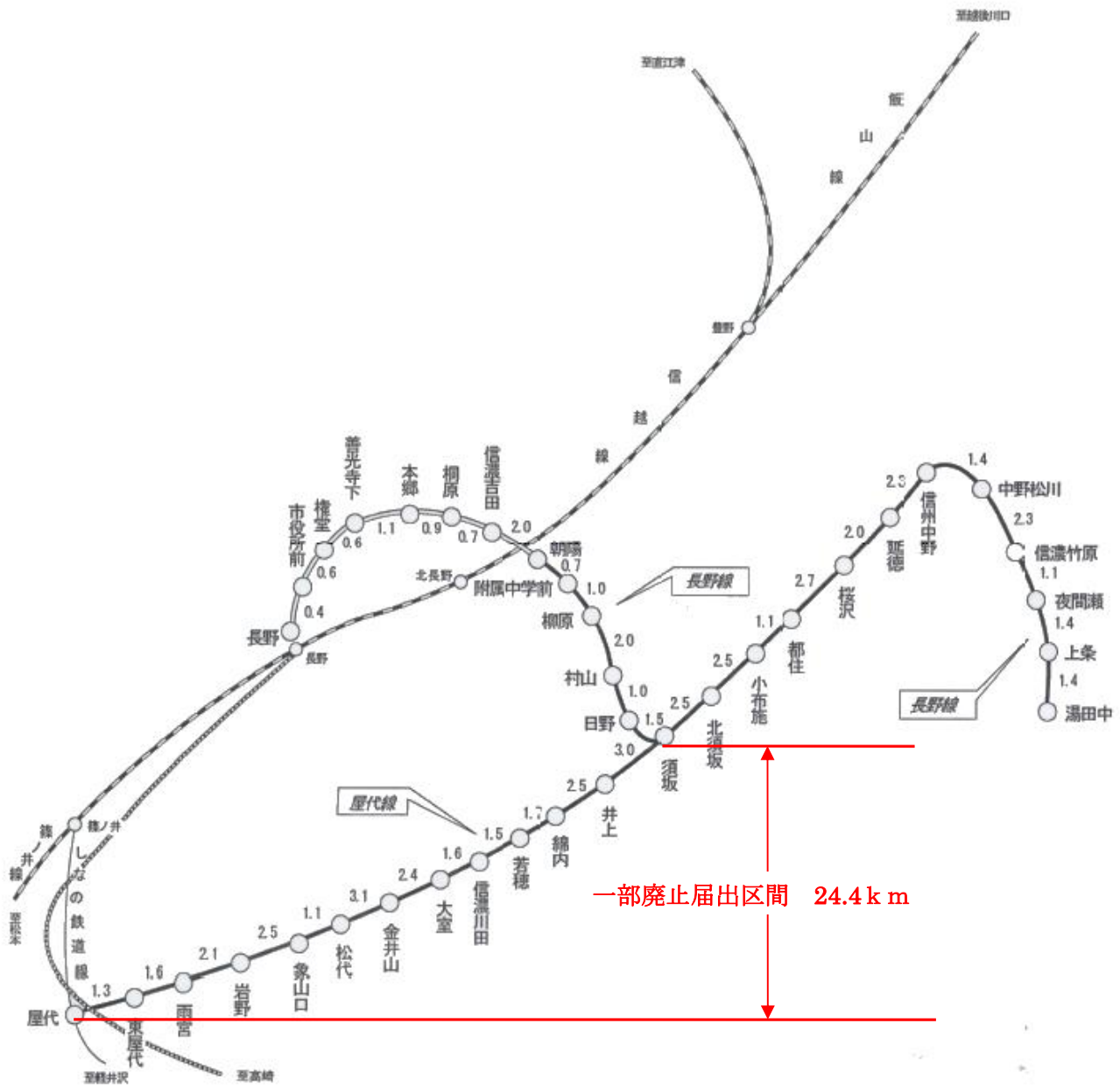
- 届出事業者  
長野電鉄株式会社
- 届出日  
平成23年3月25日（金）
- 届出事項  
鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第28条の2第1項の規定による鉄道事業の一部廃止
- 廃止届出のあった路線  
屋代線 屋代駅～須坂駅間 24.4km
- 廃止を予定する日  
平成24年4月1日

（問い合わせ先）

北陸信越運輸局鉄道部 計画課（松岡、近藤）

TEL 025-244-6117

# 長野電鉄株式会社 路線図



一部廃止届出区間 24.4 km

公示第99号

鉄道事業法第28条の2第2項及び鉄道事業法施行規則第42条の2の規定により、次のとおり公示する。

なお、本公示に係る事案に利害関係を有し、当運輸局の行う意見の聴取を受けようとする者は、鉄道事業法施行規則第42条の4の規定により、公示の日から10日以内に、下記の事項を記載した意見聴取申請書を当運輸局長あて提出されたい。

記

1. 意見の聴取を申請する者の氏名又は名称及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成23年3月25日

北陸信越運輸局長 伊藤 松博

意見の聴取を行う廃止届出の件名	第一種鉄道事業廃止届出
同 事 案 番 号	22鉄計第1号
廃止届出を行った鉄道事業者名	長野電鉄株式会社
廃止の届出があった路線名及び区間	屋代線（屋代駅～須坂駅）
廃 止 の 予 定 日	平成24年4月1日
廃止を必要とする理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該路線は、利用者数が減少し、累積赤字が多額になり、今後も収支改善が見込められないこと。</li><li>・当該路線の鉄道施設の設備更新に多額な投資が必要であり、資金調達の目途が立たず、運行維持が困難であること。</li></ul>
意見聴取の申請方法	郵送による申請（消印が公示の日から10日以内であること）または、当運輸局への申請書持参であること。
意見の聴取の実施予定日	実施予定日の10日前までに別途通知
意見の聴取を行う場所	実施予定日の10日前までに別途通知